

1. 評価報告概要表

全体を通して(このホームの優れている点、独自に工夫している点など)	
<p>建物は、家庭的雰囲気を感じてもらおうと木材をふんだんに使った平屋建ての建物である。屋内は板が目立ち、リビングは屋根裏まで吹き抜けとなって梁が見える。この和風の屋内で家庭的な雰囲気の下、時間がゆったりと流れ、入居者が穏やかに自由な生活を送れるよう細やかな配慮がなされている。20才台30才台40才台それぞれ複数いる職員が一人ひとりの日常の変化や様子を具体的に把握・記録し、それをケアと自立支援に最大限活かしている。入居者は普段の暮らしの中で掃除、料理、散歩等々しながら機能の回復・維持に取り組んでいられる。入居者は自分のペースで好きなことが出来るグループホームである。</p>	
分野	特記事項(優先順位の高い要改善点について)
運営理念	玄関内に「理念」が額に入れて掲示されているが、公的サービスの事業者としてグループホームの理念を伝える為には文字が小さく読みづらい感を受けるので工夫欲しい。
生活空間づくり	場所間違いの防止策として居室入り口には大型の名札が掛けられているが名札の位置については入居者の視線を考慮し、高さについて検討して欲しい。周りには家庭的な雰囲気づくりの配慮がなされているが玄関には表札がない。家庭的という観点から玄関に親しみやすい表示板を掛けるなどの工夫を期待したい。
ケアサービス	入居者の摂取カロリー・把握の為カロリーのおおまかな把握と、食材や料理毎のカロリー、栄養バランスを確認する為にも定期的に地域の栄養士の指導を受ける事も検討してほしい。
運営体制	苦情相談窓口担当者は、グループホームのみでなく公的機関の窓口も紹介して欲しい。そうした文書やチラシを掲示したり苦情箱を設置するなど、ご家族来訪時の声かけ以外の繰り返し伝える手段を検討も期待したい。

分野・領域	項目数	「できている」項目数
		外部評価
運営理念		
運営理念	4項目	4
生活空間づくり		
家庭的な生活環境づくり	4項目	4
心身の状態に合わせた生活空間づくり	6項目	6
ケアサービス		
ケアマネジメント	7項目	7
介護の基本の実行	8項目	8
日常生活行為の支援	10項目	9
生活支援	2項目	2
医療・健康支援	9項目	9
地域生活	1項目	1
家族との交流支援	1項目	1
運営体制		
内部の運営体制	10項目	10
情報・相談・苦情	2項目	1
ホームと家族との交流	3項目	3
ホームと地域との交流	4項目	4

2. 評価報告書

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		運営理念 1. 運営理念の明確化					
1	1	理念の具体化及び運営理念の共有 管理者は、認知症高齢者グループホーム(以下「グループホーム」という。)に関わる法令の意義を理解しており、これを自らが所属するグループホーム(以下「ホーム」という。)の運営上の方針や目標等に具体化し、介護従業者に日常的に話している。				管理者は、理念に基づく運営方針を日常のミーティングで職員に具体的に話して共有化が図られている。	
2	3	運営理念の明示 ホームの運営理念を利用案内時の説明文書及びホームの見やすいところに明示し、かつ、入居者及びその家族等に分かりやすく説明している。				重要事項説明書に目的、運営方針が明示され理念も文書化され入居契約時にご本人、ご家族に分りやすく説明がなされている。また理念は額にいれて玄関に明示されている。	
3	4	権利・義務の明示 利用者の権利・義務を利用案内時の説明文書及び契約書に分かりやすく示し、かつ、入居者及びその家族等に説明し同意を得ている。				入居者の権利、義務は契約書に分りやすく明示されており、ご本人、ご家族に説明し同意が得られている。	
		2. 運営理念の啓発					
4	5	運営理念の啓発 ホームの運営理念や役割が地域に理解されるよう、地域に対する運営理念の啓発・広報に取り組んでいる。(ホームの説明会、ホーム便り等)				ホームの役割を理解して貰えるよう活動の紹介や取り組み等を記載した「便り」を発行し地元区長を通じて地域住民へ回覧して貰うなど啓発・広報に取り組んでいる。	
運営理念 4項目中 計			4	0	0		
		生活空間づくり 1. 家庭的な生活空間づくり					
5	6	気軽に入れる玄関まわり等の配慮 違和感や威圧感を感じさせず、入居者や家族が入りやすく、近隣の住民も訪ねやすいよう、玄関まわりや建物の周囲に、家庭的な雰囲気づくりの配慮をしている。(玄関まわりに草花を植える、親しみやすい表札をかける等)				玄関や周りには鉢植えや草花のプランター、休憩用の小椅子があり、家庭的な雰囲気づくりの配慮がなされている。	玄関に親しみやすい表札があれば、一層、家庭的な雰囲気が作られる。
6	7	家庭的な共用空間づくり 共用の生活空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、いずれも家庭的な雰囲気を有しており、調度や設備、物品や装飾も家庭的である。				リビング、台所、浴室、トイレには入居者にとって馴染みやすい家庭的な工夫や配慮がなされ、調度等も家庭的である。	

項目番号		項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
7	8	共用空間における居場所の確保 共用空間の中に、入居者が一人になったり気のあった入居者同士で自由に過ごせるような居場所を確保している。				共用空間には、テーブル、椅子、ソファ、小椅子等工夫して配置されており入居者が思い思いの場所で一人になったり、気のあった者同士で過ごせる居場所が確保されている。	
8	9	入居者一人ひとりにあわせた居室の環境づくり 居室には、使い慣れた家具や生活用品、装飾品等が持ち込まれ、安心して過ごせる場所となっている。				居室は、それぞれの個性がうかがわれ、馴染みのタンス・家具や掲示・装飾品、大切にしていたものなど、更にベッドや中には畳敷きも持ち込まれ安心して過ごせる場所となっている。	
家庭的な生活環境づくり 4項目中 計			4	0	0		
2. 心身の状態にあわせた生活空間づくり							
9	11	身体機能の低下を補う配慮 入居者の身体機能の低下にあわせて、安全かつできるだけ自立した生活を送れるようにするための設備や工夫がある。(すべり止めや要所への手すり等の設置、浴槽・便座・流し台等の使い勝手の工夫、物干し等の高さの調節等)				玄関から全面バリアフリーにされ要所には手すりが取り付けられている。浴槽や床面は滑り止めや、洗身用椅子も用意されている。流し台やトイレも家庭的で使いやすく、安全で出来るだけ自立した生活が送れるように工夫されている。	物干しの高さを、入居者の身体機能に合わせて調整すれば、なお良い。
10	13	場所間違い等の防止策 職員は、入居者一人ひとりがホーム内の場所が分かるかを把握しており、家庭的な雰囲気をこわさず、場所の間違いや分からないことでの混乱を防ぐための工夫をこらしている。(トイレや部屋の目印等)				居室には、大文字の名札がかけられ、浴室やトイレにも手作りの表示がされており、入居後間もない入居者は場所間違い防止の為に特に見守るなど配慮がなされている。	居室の名札の位置については、入居者の視線を考慮した高さにすればより認知しやすい。
11	14	音の大きさや光の強さに対する配慮 入居者が落ち着いて暮らせるように、音の大きさや光の強さに配慮している。(テレビ、職員の会話のトーン、照明の強度、まぶしさ、日射し等)				照明や日差しなどその時に応じた調節・対応がなされ、テレビの音量や職員の会話等、雰囲気を壊さないよう落ち着いて暮らせるように配慮されている。	
12	15	換気・空調の配慮 気になる臭いや空気のとどみがないように、換気を適宜行っている。また、冷暖房の温度調節は、冷やし過ぎや暖め過ぎがないように適切に行っている。				きめ細かな換気と空調に気配りされ、いやな臭気やとどみは全くない。個室等には冷暖房機が設置されているが外気温との差を考慮して温度設定するなど、その調節は適切に行われている。	
13	17	時の見当識への配慮 見やすく、馴染みやすい時計や暦を、目につくところに設置している。				見やすく馴染みのある掛時計や大型カレンダーをリビングの目に付くところに設置し、居室にも馴染みのカレンダーが掛けられている。	
14	18	活動意欲を触発する物品の用意 入居者の活動意欲を触発する馴染みの物品を用意し、本人の経験や状況に応じて提供している。(ほうき、たらい、裁縫道具、大工道具、園芸用品、趣味の品等)				モップや箒等の掃除用具、縫い物や編物用品、趣味の折り紙、歌集等入居者それぞれの得意なこと、好きなことを把握して、いつでも使って貰えるよう用具用品を準備しており、さりげなく活動意欲を促し活用してもらっている。	
心身の状態にあわせた生活空間づくり 6項目中 計			6	0	0		

項目番号		項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		ケアサービス 1. ケアマネジメント					
15	20	個別具体的な介護計画 アセスメントに基づいて、入居者主体の目標を立て、入居者一人ひとりの特徴を踏まえた具体的な介護計画を作成している。				アセスメントに基づき、入居者一人ひとりの特徴を細やかに把握して具体的なケアプランが作成されている。	
16	21	介護計画の職員間での共有 介護計画を、すべての職員の気づきや意見を取り入れて作り、すべての職員が計画の内容を知ることができる仕組みを作っている。				月1回の会議で全職員の気づきや意見を出してもらい、また伝言ノットも活用して全職員共通理解の下ケアプランが作成されている。またファイルも見やすく工夫されている。	
17	22	介護計画への入居者・家族の意見の反映 介護計画を、入居者や家族とも相談しながら作成している。				入居者の日ごろの言動や家族の来訪時に意見を聞きながら作成されている。また作成したケアプランはご家族の同意を得ている。	
18	23	介護計画の見直し 介護計画に実施期間を明示して、その期間が終了する際に見直しを行うことはもとより、状態変化に応じた随時の見直しを行っている。				3ヶ月に1回の定例見直しのほかケアプランの項目に応じた設定期間での見直しが行われている。また入居者の状態にあわせた随時の見直しも行われている。	
19	24	個別の記録 日々の介護や介護計画に反映させるため、入居者一人ひとりの特徴や変化を具体的に記録している。				個別に日常の様子が具体的に分かるように記録されている。	
20	25	確実な申し送り・情報伝達 職員の申し送りや情報伝達を確実にし、重要な点はすべての職員に伝わる仕組みを作っている。				伝言ノットで申し送りなどを行い、全職員出勤時に目を通し、サインする仕組みが出来ており、実践されている。	
21	26	チームケアのための会議 チームとしてケアを行う上での課題を解決するため、すべての職員で、定期的に(緊急案件がある場合にはその都度)会議を開催し、活発に意見交換を行って合意を図っている。				月1回定例のミーティング、会議には全職員が出席し、意見を出し合い合意が図られている。また緊急案件がある場合はその都度会議が開催されている。	
ケアマネジメント 7項目中 計			7	0	0		

項目番号	項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	2. ホーム内でのくらしの支援(1)介護の基本の実行					
22	27 入居者一人ひとりの尊重 職員は、常に入居者一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねるような言葉かけや対応を行っていない。(入居者一人ひとりの違いの尊重、さりげない介助、プライベートな場所での礼儀、本人の返答能力に応じた質問方法、本人が思っている「現実」を否定しない等)				入居者一人ひとりの人格、誇りを尊重し、常にやさしく思いやりを持った対応が行われている。	
23	28 職員の穏やかな態度 職員の言葉かけや態度はゆったりしており、やさしい雰囲気で見守っている。				職員の言葉かけや物腰は柔らかく、笑顔でゆったりした対応がなされている。	
24	30 入居者一人ひとりの過去の経験を活かしたケア 入居者一人ひとりの生まれてからこれまでの生活歴、本人にとって大切な経験や出来事を知り、その人らしい暮らしや尊厳を支えるためにそれを活かしている。				入居者やご家族から生活歴や趣味等を聞き、理解し、その人らしさを大切に、それらが日々の生活に活かされている。	
25	32 入居者のペースの尊重 職員は、職員側の決まりや都合で業務を進めていく態度ではなく、入居者が自由に自分のペースを保ちながら暮らせるように支えている。				常に入居者本位のペースで生活してもらうことを心がけられており、食事等で時間がかかっても急かせず、ゆっくり待つという態度で対応がなされている。	
26	33 入居者の自己決定や希望の表出への支援 職員は、入居者一人ひとりが自分で決めたり希望を表したりすることを大切に、それらを促す取組を日常的に行っている。(選んでもらう場面を作る、選ぶのを待つ等)				声かけしながら、また表情や反応を見ながら、献立を決めたり調理をして貰ったり、入浴、外出や楽しみごとの計画をたてるなど自分で決めたり希望を表出する場面作りが日常的意識的に行われている。	
27	35 一人でできることへの配慮 自立支援を図るために、入居者の「できること、できそうなこと」については、手や口を極力出さずに見守ったり一緒に行うようにしている。(場面づくり、環境づくり等)				入居者の出来ることは見守り、出来そうなことは励ましたりそっと手伝ったりしながら自身の力を発揮してもらっており、職員は本人の自信と安全に向けて支援している。	
28	37 身体拘束のないケアの実践 身体拘束は行わないということをすべての職員が正しく認識しており、身体拘束のないケアを実践している。				身体拘束のないケアについて全職員が理解認識しており、拘束のない暮らしが実践されている。	
29	38 鍵をかけない工夫 入居者の自由な暮らしを支え、入居者や家族等に心理的の圧迫をもたらさないよう、日中は玄関に鍵をかけなくてもすむような配慮をしている。やむを得ず鍵をかける場合は、その根拠が明白で、その理由を家族に説明している。(外出の察知、外出傾向の把握、近所の理解・協力の促進等)				夜間の戸締り以外鍵は一切掛けられていない。 外出傾向の把握や外出が察知されるときは職員が見守る・付き添うなど工夫している。	
介護の基本の実行 8項目中 計		8	0	0		

項目番号	項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	(2)日常生活行為の支援 1) 食事					
30	43 馴染みの食器の使用 家庭的な食器を使っており、茶碗や湯呑み、箸等は、入居者一人ひとりが使い慣れたものになっている。				種々の家庭的な食器が使用されている。茶碗、湯飲みや箸は自宅から持参したご本人のものが使用されている。	
31	44 入居者一人ひとりにあわせた調理方法・盛り付けの工夫 入居者一人ひとりの咀嚼・嚥下等の身体機能や便秘・下痢等の健康状態にあわせた調理方法としつつ、おいしそうな盛り付けの工夫をしている。				一人ひとりの身体機能や健康状態に塩分控えめな調理がされており、野菜は小さくカットされ、盛り付けもおいしそうに工夫されていた。	
32	45 個別の栄養摂取状況の把握 入居者一人ひとりの摂取カロリーや水分摂取量、栄養バランスを、一日全体を通じておおよそ把握している。				一週間毎の献立表が作成され、食べた量は把握・記録され、カロリー - の寡多は体重の変化で見られているが、カロリー摂取量までは把握していない。	入居者一人ひとりのおおまかなカロリー摂取量を把握するとともに、食材や料理毎のカロリー、栄養バランスを確認する為にも定期的に地域の栄養士の指導を受けるなどの検討を期
33	47 食事を楽しむことのできる支援 職員も入居者と同じ食事を一緒に楽しんで食べながら、食べ方の混乱や食べこぼし等に対するサポートをさりげなく行っている。				職員全員が同じテーブルで会話をしながら食事をし、介助が必要な人には隣でさりげなくサポートするなど楽しそうな雰囲気であった。	
	2) 排泄					
34	48 排泄パターンに応じた個別の排泄支援 おむつをできる限り使用しないで済むように、入居者一人ひとりの排泄パターンを把握し、トイレでの排泄や排泄の自立に向けた支援を行っている。				おむつの使用者は居ない。一人ひとりの排泄パターンが把握され、排泄の実態を排尿チェック表でチェック・記録し、声かけ・誘導等自主的排泄に向けて積極的に取り組んでいる。	
35	50 排泄時の不安や羞恥心等への配慮 排泄の誘導・介助や確認、失禁の対応は、不安や羞恥心、プライバシーに配慮して行っている。				周りに気づかれないよう個別に排泄誘導を行い、失禁時は他に分からないようにトイレや自室に誘導するなどプライド・プライバシーに配慮している。	
	3) 入浴					
36	53 入居者一人ひとりの希望にあわせた入浴支援 入居者一人ひとりの希望にあわせ、くつろいだ入浴ができるように支援している。(時間帯、長さ、回数等)				昼間という制約はあるものの時間帯、回数に制限はなく、入居者の体調や希望にあわせ一人ひとりがゆったりと気持ちよく、くつろいだ入浴が出来るよう支援している。	
	4) 整容					
37	56 理美容院の利用支援 入居者一人ひとりの希望にあわせて、理美容院の利用を支援している。(カット、パーマ、染め、セット等)				入居者やご家族の希望で訪問美容を利用している。	

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
38	57	プライドを大切にした整容の支援 整容の乱れ、汚れ等に対し、プライドを大切にさりげなくカバーしている。(髭、着衣、履き物、食べこぼし、口の周囲等)				入居者は全員さっぱりとされており、整容の乱れや食べこぼしなどへのサポート・声かけはプライドを大切にさりげなく支援している。	
		5) 睡眠・休息					
39	60	安眠の支援 入居者一人ひとりの睡眠のパターンを把握し、夜眠れない入居者には、1日の生活リズムづくりを通じた安眠策を取っている。				入居者一人ひとりの睡眠時間・睡眠パターンが把握されており、夜眠れない人には日中活動を通じて、おおよその生活リズムが作られ見守られている。	
日常生活行為の支援 10項目中 計			9	1	0		
		(3)生活支援					
40	64	金銭管理の支援 入居者が自分でお金を持つことの大切さを職員が分かっており、日常の金銭管理を本人が行えるよう、入居者一人ひとりの希望や力量に応じて支援している。				日常の金銭管理をご本人でされている人も居られる。困難な人の金銭はホ-ムで管理している。買い物時は入居者の希望と力量により財布を渡し支払い状況を見守るなどの支援をされている。	
		(4)ホーム内生活拡充支援					
41	66	ホーム内の役割・楽しみごとの支援 ホーム内で入居者一人ひとりが楽しみごとや出番を見い出せるよう、場面づくり等の支援を行っている。(テレビ番組、週刊誌、園芸、食器洗い、掃除、洗濯物たたみ、小動物の世話、新聞取り等)				趣味や楽しみごと、力量に応じた役割や活動の場(モップ掛け・掃き掃除、料理、食事時の準備と後片付け、TV番組選び、洗濯物たたみ、お茶の世話や草取りなど)の場面作りが自然な形で行われている。	
生活支援 2項目中 計			2	0	0		
		(5)医療機関の受診等の支援					
42	68	医療関係者への相談 心身の変化や異常発生時に、気軽に相談できる医療関係者を確保している。(医師、歯科医師、保健婦、看護婦等)				毎週、医師の訪問があり、24時間いつでも気軽に相談できる。近隣病院とも連携しており、歯科医師にも気軽に相談できる。	
43	73	早期退院に向けた医療機関との連携 入院した場合、早期退院のための話しあいや協力を医療機関と行っている。				入院した場合、管理者(看護師)が医療機関と連絡や相談を行うなど早期退院へ向けた取り組みが行われている。	
44	74	定期健康診断の支援 年に最低1回は、健康診断や医師の指導を受けられるように支援している。開設間もないホームは、健康診断を受けられる準備や体制を整えている。				毎週来所の訪問診療で全入居者が医師の受診・指導を受けている。訪問診療にはX線も持参される。	

項目番号		項 目	できて いる	要 改善	評 価 不 能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		(6)心身の機能回復に向けた支援					
45	76	<p>身体機能の維持</p> <p>認知症の人の身体面の機能低下の特徴(筋力低下、平衡感覚の悪化、嚥下機能の低下等)を理解し、買い物や散歩、調理、楽しみごと等の日常生活の中で自然に維持・向上するように取り組んでいる。</p>				日常生活の中で買い物や散歩、調理、掃除等生活リハビリとして自然に機能の回復・維持に取り組んでいる。	
		(7)入居者同士の交流支援					
46	78	<p>トラブルへの対応</p> <p>職員は、入居者同士のけんかやトラブルの原因を把握し、必要な場合にはその解消に努め、当事者や他の入居者に不安や支障を生じさせないようにしている。</p>				トラブルが生じた時は職員が中に入り、お互いのダメージにならないよう、また他の入居者に不安を与えないように十分気を配り適切に対応している。	
		(8)健康管理					
47	80	<p>口腔内の清潔保持</p> <p>入居者の力を引き出しながら、口の中の汚れや臭いが生じないように、口腔の清潔を日常的に支援している。(歯磨き・入れ歯の手入れ・うがい等の支援、出血や炎症のチェック等)</p>				毎食後口腔清潔を誘導支援、自力で出来ない人には義歯をはずし洗浄し、うがいの支援がなされている。歯科の訪問診療も行われている。	
48	83	<p>服薬の支援</p> <p>職員は、入居者が使用する薬の目的や副作用、用法や用量を承知しており、入居者一人ひとりが医師の指示どおりに服薬できるよう支援し、症状の変化を確認している。</p>				薬の説明書が入居者別にファイルされ、職員は誰でも容易に確認できる。職員全員が薬の種類や目的、用法等を理解し、指示どおりの服薬が出来るよう支援がなされている。副作用を見逃すことがないよう症状の変化を確認し、記録されている。	
49	85	<p>緊急時の手当</p> <p>入居者のけが等の緊急時に、職員は応急手当を行うことができる。(けが、骨折、発作、のど詰まり等)</p>				緊急対応のマニュアルに基に、ケア会議等で職員に周知を図り、状況に応じた適切な対応について研修している。	
50	86	<p>感染症対策</p> <p>感染症に対する予防や対応の取り決めがあり、実行している。(インフルエンザ、疥癬、肝炎、MRSA等)</p>				うがいや手洗いを励行するとともに、疥癬などの感染症に関する予防と早期発見に努めている。	
医療・健康支援 9項目中 計			7	0	0		

項目番号		項 目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		3. 入居者の地域での生活の支援					
51	90	ホームに閉じこもらない生活の支援 入居者が、ホームの中だけで過ごさずに、積極的に近所に出かけて楽しめるような雰囲気を作っている。(買い物、散歩、近隣訪問、集会参加等)				入居者の希望や声掛けによって買い物、散歩、花見や祭りに行ったりなど外出の機会を多く作りホームの中だけに閉じこもらないよう支援している。	
地域生活 1項目中 計			1	0	0		
		4. 入居者と家族との交流支援					
52	94	家族の訪問支援 家族が気軽に訪問でき、訪問時は居心地よく過ごせるような雰囲気を作っている。(来やすい雰囲気、歓迎、関係再構築の支援、湯茶の自由利用、居室への宿泊のしやすさ等)				ご家族がこられたときは歓迎し、お茶など出して気軽にゆっくり過ごしてもらうなど、訪問しやすい雰囲気づくりを心がけている。宿泊の希望があれば対応できる。	
家族との交流支援 1項目中 計			1	0	0		
		運営体制 1. 事業の統合性					
53	96	責任者の協働 法人代表者及び管理者は、ケアサービスの質の向上に熱意を持ち、それぞれの権限や責任をふまえて、共に取り組んでいる。				法人代表者が管理者である。入居者主体のケアが行われるよう質の向上に取り組まれている。	
54	97	職員の意見の反映 介護従業者の採用、運営方法、入居者の受け入れや入居継続の可否については、職員の意見を聞いている。				運営方法や入居者の受け入れなどについては職員の意見を聞き決定している。職員の採用においても年齢や資格、経験の有無等については職員の意見も取り上げている。	
		2. 職員の確保・育成					
55	101	入居者の状態に応じた職員の確保 入居者の状態や生活の流れを支援するために、これに即した職員の勤務ローテーションを組んでいる。				入居者の状態や変化に合わせ、即応した勤務配置となるように勤務ロ - テ - ションが組まれている。	
56	103	継続的な研修の受講 職員が、採用時、フォローアップ等それぞれの段階に応じた研修を受講し、その内容をすべての職員に周知している。				開所後日が浅い為採用時研修以外研修受講はないが、段階に応じた研修が計画されている。も管理者に継続的な研修に対する意欲が見受けられる。	
57	105	ストレスの解消策の実施 職員の業務上の悩みやストレスを解消する方策を採り入れている。(外部者と接する機会、職員相互の親睦、悩みの聴取、スーパーバイザーの導入等)				管理者は日常的に職員の悩みや相談に応じている。また職員同士が悩みなどを話し合える職場作りや食事会も開催するなど悩みやストレスの解消に配慮が見受けられる。	

項目番号 外部 自己	項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	3. 入居時及び退居時の対応方針					
58	107 入居者の決定のための検討 グループホームに適した入居対象者であるか、十分に検討している。(介護保険被保険者証、診断書、入居申請に至る経過、生活や対人関係、入居者・家族の希望等)				事前書類や本人、家族の意向等を踏まえ、十分な検討がされている。	
59	109 退居の支援 退居は、契約に基づくとともにその決定過程が明確である。また、入居者や家族に十分な説明を行った上で、納得のいく退居先に移れるように支援している。退居事例がない場合は、その体制がある。				開所後日が浅く退居事例はないが、退居に際しては入居者の状況を最大限重視し検討する、また、ご家族とは話し合いを重ね、同意を得て決定する仕組みが出来ている。	
	4. 衛生・安全管理					
60	112 ホーム内の衛生管理 ホーム内の清潔や衛生を保持している。(食品、布巾、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等)				台所、洗面台、浴室、トイレなどは衛生的に整えられている。	
61	114 注意の必要な物品の保管・管理 薬や洗剤、刃物等の注意の必要な物品については、保管場所、管理方法等を明確に取り決め、かつ、そのとおりに実行している。				薬、洗剤、包丁等は保管場所を決め、施錠し、きちんと保管されている。	
62	116 事故の報告書と活用 けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明等の緊急事態が発生した場合、事故報告をまとめており、サービスの改善につなげている。(再発防止の話しあい、今後活かす意義づけ等)				ヒヤリハット・事故報告書をまとめ、全職員で内容を検討・確認し、再発を含めた事故防止に努めている。	
内部の運営体制 10項目中 計		9	0	0		
	5. 情報の開示・提供					
63	118 調査等の訪問に対する対応 介護相談員や評価調査員等の訪問時には、情報を積極的に提供している。				積極的に対応し、情報提供が行われている。	
	6. 相談・苦情への対応					
64	119 相談・苦情受付の明示 相談や苦情を受け入れるホーム側の窓口及び職員が明確であり、入居者及び家族にその利用の仕方を文書と口頭で繰り返し伝えられている。				重要事項説明書に苦情相談窓口・担当者名や電話番号が記載され、入居契約時には説明もされているが、繰り返しは伝えられていない。	公的機関の窓口や電話番号を紹介した文書やチラシの掲示、苦情箱の設置等繰り返しの伝え方を検討して欲しい。
情報・相談・苦情 2項目中 計		1	1	0		

項目番号 外部 自己	項目	でき ている	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	7. ホームと家族との交流					
65	122 家族の意見や要望を引き出す働きかけ 家族が、気がかりなことや、意見、希望を職員に気軽に伝えたり相談したりできるように、面会時の声かけ、定期的連絡等を積極的に行っている。				ご家族来訪時、気軽に心身の状況や日ごろの暮らしぶりを伝え、また、必要に応じ随時電話等で連絡を取り合い、意見や要望を聞き出せるよう配慮している。	
66	123 家族への日常の様子に関する情報提供 家族に、入居者の暮らしぶりや日常の様子を定期的、具体的に伝えている。（「たより」の発行や行事ビデオの上映、写真の送付等）				ご家族来訪時暮らしぶりを伝えていたがこの度「喜楽便り」を発行している。今後も定期的に発行し、暮らしぶりや日常の様子等を伝えていく。	
67	126 入居者の金銭管理 入居者が金銭の管理ができない場合には、その代替方法を家族と相談の上定めており、家族に定期的にその出納を明らかにしている。				家族と相談のうえ、個人出納帳で管理している。月初に使用状況をご家族に報告している。出納帳はご家族来訪時に確認して頂きサインを貰っている。	
ホームと家族との交流 3項目中 計		3	0	0		
	8. ホームと地域との交流					
68	127 市町村との関わり 市町村との連絡を密にとり、家族介護教室等の市町村事業を積極的に受託している。				市事業受託の実績はないが、市担当者に対して広報紙や「ホーム便り」を持参したり、グル-ブホ-ムを理解し支援して貰えるよう働きかけがなされている。	
69	130 地域の人達との交流の促進 地域の人達が、遊びに来たり立ち寄ってくれたりするよう取り組んでいる。				区長や民生委員は気軽に立ち寄られて居るが一般の人の立ち寄りはまだ殆んどない。きっかけ作りとして地域の祭りや敬老会に参加、広報紙の配布、また普段の生活の中で挨拶や声かけが積極的に行われている。	
70	132 周辺施設等の理解・協力への働きかけ 入居者の生活の安定や拡がりのために、周辺地域の諸施設から協力を得ることができるよう、理解を拡げる働きかけを行っている。（商店、福祉施設、警察、消防、文化教育施設等）				地域の区長、警察や消防、よく行く店は協力が得られている。また、周辺地域の他の施設への働きかけや地域の人への挨拶も積極的になされている。	
71	133 ホーム機能の地域への還元 ホームの機能を、入居者のケアに配慮しつつ地域に開放している。（認知症の理解や関わり方についての相談対応・教室の開催、家族・ボランティア等の見学・研修の受け入れ等）				成果を地域に還元する為社会福祉協議会のボランティアや居宅介護サ-ビススタッフなどの見学・研修を受け入れている。	
ホームと地域との交流 4項目中 計		4	0	0		

- (1)「管理者」には、管理者不在の場合にこれを補佐する者を含む。
(2)「職員」には、管理者及び非常職員を含む。